



福岡医発第 3268 号 (地)

平成 28 年 3 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

社会参加支援加算に係る加算届出について

平成 27 年度介護報酬改定において創設された「社会参加支援加算」につきまして、福岡県所管の訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション事業所宛に通知した旨、福岡県保健医療介護部介護保険課より情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

内容といたしましては、当該加算を算定する事業所については、福岡県ホームページより必要書類をダウンロードの上、期日までに各提出先に提出を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、別添の「平成 28 年 2 月 22 日付け 27 介第 4242 号「社会参加支援加算に係る加算届出について」」をご参照いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也

会長 廣瀬真恵

公印省略

27 介 第 4242 号-2

平成 28 年 3 月 1 日

公益社団法人福岡県医師会 会長 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

(指 定 係)

社会参加支援加算に係る加算届出について

平成 27 年度介護報酬改定で創設された「社会参加支援加算」について、別添のとおり県所管の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション事業所へ通知しましたので、お知らせします。



公印省略

27 介 第 4242 号

平成 28 年 2 月 22 日

訪問リハビリテーション事業所 管理者 殿
通所リハビリテーション事業所 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(指 定 係)

社会参加支援加算に係る加算届出について

日頃から介護保険行政の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年度介護報酬改定で新設された「社会参加支援加算」について、下記のとおり県のホームページに掲載しましたので、加算を算定する事業者については、ホームページから必要な書類をダウンロードの上、期日までに各提出先に提出をお願いします。

また、平成 28 年度算定のみ、評価対象期間は平成 27 年 4 月～平成 27 年 12 月となります。平成 29 年度以降については、当加算を算定する年度の初日の属する年の前年の 1 月から 12 月までの期間となりますので御注意ください。

1 提出期限

平成 28 年 3 月 15 日 (火) ※必着 (期限厳守)

2 提出先

介護老人保健施設が行う訪問リハビリ・通所リハビリ：各保健福祉 (環境) 事務所
病院・診療所が行う訪問リハビリ：県介護保険課 指定係

※提出先に誤りがないよう、十分御注意ください。

3 提出書類

別添の社会参加支援加算の様式の他に、県知事宛て届出書等が必要です。

下記のホームページ掲載先よりダウンロードし、提出してください。

4 ホームページ掲載先

【訪問リハビリ、病院・診療所が行う通所リハビリ】

福岡県ホームページ>健康・福祉>介護保険>2015 年4月3日更新「(平成27年度改正版)介護サービス事業所新規申請、変更届、廃止・休止・再開届、介護給付費算定届、手引等様式集」>4「訪問リハビリテーション」若しくは7「通所リハビリテーション」>3 介護給付費算定届出書

【介護老人保健施設が行う通所リハビリ】

福岡県ホームページ>健康・福祉>高齢者福祉>2015 年6月2日更新「各種申請・届出様式>介護保険事業に関する届出書(介護保険施設)」1 介護給付費算定に係る体制について」

問合せ先

福岡県保健医療介護部介護保険課

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

FAX 092-643-3309

【届出に関すること】

指定係 TEL092-643-3322

【算定要件に関すること】

監査指導第2係 TEL092-643-3319

訪問リハビリテーション事業所における社会参加支援加算に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 社会参加支援加算

① 終了者数の 状況	①	評価対象期間の訪問リハビリテーション 終了者数	人	5%超	有・無
	②	①のうち、社会参加に資する取組等へ 移行することとなった者の数(注1)	人		
	③	①に占める②の割合	%		
② 事業所の 利用状況	①	評価対象期間の利用者延月数	月	25%以上	有・無
	②	評価対象期間の新規利用者数	人		
	③	評価対象期間の新規終了者数(注2)	人		
	⑤	$12 \times (② + ③) \div 2 \div ①$	%		

注1: 社会参加に資する取組等の実施が3月以上継続する見込みであることが確認されたものに限る。

「社会参加に資する取組等」とは、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護等の利用、及び自宅において役割を持って生活している場合も含み、サービス提供の終了の事由が入院、介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等を含めない。

注2: 入院、入所、死亡を含む。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことが分かる)書類も提出してください。

※ 評価対象期間は、社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間となります。

ただし、平成28年度の算定においては、平成27年4月から12月までの期間となります。

終了者数の状況に関する調書 (訪問リハビリ:社会参加支援加算)

事業所番号		事業所名	
-------	--	------	--

当該事業所の利用終了者数及び社会参加に関する状況

利用者名 (注1)	要介護度	リハビリ終了年月日 (注2)	状況確認年月日(注3)	社会参加の内容 (注3)(注4)	社会参加の状況が3か月継続する見込みの有無(3か月継続する見込みがある場合には○、ない場合には×を記入すること)(注5)
		年 月 日	年 月 日		
A					
B					
C					
D					
E					
F					
G					
H					
I					
J					
K					
L					
M					
合計		a	人	b	人 (上記の○の人数を記入)

※利用者が上記で収まらない場合には行を追加、又は用紙を2枚使用する等に対応すること。

a	評価対象期間にサービスの提供を終了した人数	←上記aの数を記入
b	社会参加の状況が3ヶ月継続する見込みがある人数	←上記bの数を記入
b/a の値		⇒5%超であること。小数点第3位以下を切上げ。

(注意事項)

注1 利用者名については個人名ではなく、A,B等の記号で記入すること。

注2 平成28年度については、平成27年4月から平成27年12月までの年月日を記入すること。

注3 左記の終了日から起算して14日以降44日以内の年月日を記入すること。(終了日が平成27年12月末までであれば、状況確認日は12月末日以降でも可)

注4 記載例)通所介護利用、訪問介護において見守りと準備の援助のみで自宅での入浴可能等

注5 状況確認日には社会参加の状況が3か月継続する見込みであったが、その後確認した結果、継続していないことを確認した場合には×を記入すること。

事業所の利用状況に関する調書(訪問リハビリ:社会参加支援加算)

事業所番号	事業所名
-------	------

●評価対象期間に在籍している訪問リハビリテーション利用者の利用延月数

利用者名	利用開始月 (注1)	利用終了月 (利用が終了している 場合に記入。)	利用者延月数
A(例)	平成26年 4月	～ 平成27年 6月	15 月
B(例)	平成27年 8月	～ 平成 年 月	5 月
C	平成 年 月	～ 平成 年 月	月
D	平成 年 月	～ 平成 年 月	月
E	平成 年 月	～ 平成 年 月	月
F	平成 年 月	～ 平成 年 月	月
G	平成 年 月	～ 平成 年 月	月
H	平成 年 月	～ 平成 年 月	月
I	平成 年 月	～ 平成 年 月	月
J	平成 年 月	～ 平成 年 月	月
K	平成 年 月	～ 平成 年 月	月
L	平成 年 月	～ 平成 年 月	月
M	平成 年 月	～ 平成 年 月	月
合計(利用者延月数)			a (注2) 月

※利用継続中の場合は、27年8月～27年12月(評価対象期間の終了月)の利用延月数を記入。

※行が不足する場合は、行を追加、又は用紙を2枚使用する等に対応すること。

●評価対象期間における新規利用者数及び新規終了者数に関する状況

	評価対象期間における新規利用者数及び新規終了者数に関する状況												合計	
	27年 1月	27年 2月	27年 3月	27年 4月	27年 5月	27年 6月	27年 7月	27年 8月	27年 9月	27年 10月	27年 11月	27年 12月		
合 計(利用開始人数)(注3、4)													b (注7)	人
合 計(利用終了人数)(注5、6)													c (注8)	人

※ 平成28年度については、平成27年4月から平成27年12月までの月を記入すること。

●算定式

$12 \times (b+c) \div 2 \div a$	%	←25%以上。小数点3位以下切り上げ
---------------------------------	---	--------------------

注1 訪問リハビリテーションの利用を開始した月を記入。

注2 利用者延月数(上記塗りつぶし箇所の数字)を合計し、記入。

注3 該当月に訪問リハビリを開始した人数を記入。

注4 参考様式4-2の状況確認日から3か月以上経過し、訪問リハビリの利用が必要と医師が判断した際には新規開始利用者とする。ただし、入院によりサービスが終了し、その後再開した際には新規開始人数には含めない。

注5 該当月に訪問リハビリを終了した人数を記入。

注6 終了人数には死亡、入院、入所を含む。

注7 評価対象期間における利用開始人数(左記網掛け箇所の数字)を合計し、記入。

注8 評価対象期間における利用終了人数(左記塗りつぶし箇所の数字)を合計し、記入。

(別紙8)

平成 年 月 日

通所リハビリテーション事業所における社会参加支援加算に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 社会参加支援加算

① 終了者数の状況	①	評価対象期間の通所リハビリテーション修了者数(注1)	人	→ 5%超	有・無
	②	①のうち、社会参加に資する取組等へ移行することとなった者の数(注2)	人		
	③	①に占める②の割合	%		
② 事業所の利用状況	①	評価対象期間の利用者延月数	月	→ 25%以上	有・無
	②	評価対象期間の新規利用者数	人		
	③	評価対象期間の新規終了者数(注3)	人		
	④	$12 \times (② + ③) \div 2 \div ①$	%		

注1:生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く。

注2:社会参加に資する取組等の実施が3月以上継続する見込みであることが確認されたものに限る。

「社会参加に資する取組等」とは、指定通所介護、指定認知症対応型通所介護等の利用及び自宅において役割を持って生活している場合を含み、サービス提供の終了の事由が入院、介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等を含めない。

注3:入院、入所、死亡を含む。

※1 評価対象期間は、社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間です。ただし、平成28年度の算定においては、平成27年4月から12月までの期間となります。

※2 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことが分かる)書類も提出してください。

(別紙 8 - 1)

終了者数の状況に関する調書 (通所リハビリ:社会参加支援加算)

事業所番号		事業所名	
-------	--	------	--

当該事業所の利用終了者数及び社会参加に関する状況

利用者名 (注1)	要介護度	リハビリ終了年月日 (注2)	状況確認年月日(注3)	社会参加の内容 (注3)(注4)	社会参加の状況が3か月継続 する見込みの有無(3か月継続 する見込みある場合には○、ない 場合には×を記入すること。)(注5)
		年 月 日	年 月 日		
A					
B					
C					
D					
E					
F					
G					
H					
I					
J					
K					
L					
M					
合計	a	人		b	人 (上記の○の人数を記入)

※利用者名が上記で収まらない場合には行を追加、又は用紙を2枚使用する等に対応すること。

a	評価対象期間にサービスの 提供を終了した人数	←上記aの数を記入
b	社会参加の状況が3か月継続 する見込みがある人数	←上記bの数を記入
b/a の値		⇒5%超であること。小数点第3位以下を切上げ

(注意事項)

注1 利用者名については、個人名ではなく、A、B等の記号で記入すること。

注2 評価対象期間の年月日を記入すること。

なお、平成28年度に加算を算定したい場合は、平成27年4月から平成27年12月までの年月日を記入すること。

注3 左記の終了日から起算して14日以降44日以内の年月日を記入すること。(終了日が平成27年12月末までであれば、状況確認日は12月末日以降でも可。)

注4 記載例)通所介護利用、訪問介護において見守りと準備の援助のみで自宅での入浴可能等。

様式に入りきれない場合は、任意の様式での提出も可。

注5 状況確認日には社会参加の状況が3か月継続する見込みであったが、その後確認した結果、継続していないことを確認した場合には×を記入すること。

(別紙8-2)

事業所の利用状況に関する調書(通所リハビリ:社会参加支援加算)

事業所番号		事業所名	
-------	--	------	--

● 評価対象期間に在籍している通所リハビリテーション利用者の利用延月数

利用者名	利用開始月 (注1)	～	利用終了月 (利用が終了している場合に記入。)	利用者延月数
(例) A	平成26年 4月	～	平成27年 6月	15 月
(例) B	平成27年 8月	～		5 月
C		～		月
D		～		月
E		～		月
F		～		月
G		～		月
H		～		月
I		～		月
J		～		月
K		～		月
L		～		月
M		～		月
利用者延月数 合計				^a (注2) 月

※ 利用継続中の場合は、平成27年8月～平成27年12月(評価対象期間の終了月)の利用延月数を記入。

※ 行が不足する場合は、行を追加するか、用紙を複数使用して対応すること。

● 評価対象期間における新規利用者数及び新規終了者数に関する状況

	(平成27年) 評価対象期間における新規利用者数及び新規終了者数に関する状況												合 計	
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月		
合 計(利用開始人数)(注3、4)													^b (注7)	人
合 計(利用終了人数)(注5、6)													^c (注8)	人

※ 平成28年度については、平成27年4月から平成27年12月までの間の月に記入すること。

● 算定式

$12 \times (b+c) \div 2 \div a$	%	←25%以上、小数点第3位以下切上げ
---------------------------------	---	--------------------

注1 通所リハビリテーションの利用を開始した月を記入すること。

注2 利用者延月数(上記塗りつぶし箇所の数字)を合計し記入すること。

注3 該当月に通所リハビリを開始した人数を記入すること。

注4 別紙8-1の状況確認日から3か月以上経過し、通所リハビリの利用が必要と医師が判断した際には新規開始利用者とする。ただし、入院によりサービスが終了し、その後再開した際には新規開始人数には含めない。

注5 該当月に通所リハビリを終了した人数を記入すること。

注6 終了人数には死亡、入院、入所を含む。

注7 評価対象期間における利用開始人数(左記網掛け箇所の数字)を合計し、記入すること。

注8 評価対象期間における利用終了人数(左記塗りつぶし箇所の数字)を合計し、記入すること。

※ 評価対象期間は、社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間。
ただし、平成28年度の算定においては、平成27年4月から12月までの期間。

注6 指定訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問リハビリテーション費は算定しない。

注7 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問リハビリテーション費は、算定しない。

ロ 社会参加支援加算（訪問リハビリテーション） 17単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】

→大臣基準告示・十三

イ 次のいずれにも適合すること。

- (1) 評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者（以下「訪問リハビリテーション終了者」という。）のうち、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、第一号通所事業その他社会参加に資する取組（以下「指定通所介護等」という。）を実施した者の占める割合が、100分の5を超えていること。
- (2) 評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けること（以下「居宅訪問等」という。）により、当該訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

ロ 12を指定訪問リハビリテーション事業所の

利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上であること。

【厚生労働大臣が定める期間】

→利用者等告示・九

社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）

〔注6〕頻回のリハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合の取扱い〔老企第36号 第2の5(7)〕

注6の「急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合」とは、保険医療機関の医師が、診療に基づき、利用者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要性を認め、計画的な医学的管理の下に、在宅で療養を行っている利用者であって通院が困難なものに対して、訪問リハビリテーションを行う旨の指示を行った場合をいう。この場合は、その特別の指示の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるため、訪問リハビリテーション費は算定しない。

◇●社会参加支援加算について〔第2の5(8)〕

- ① 社会参加支援加算におけるリハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者のADL及びIADLを向上させ、指定通所介護等に移行させるものであること。
- ② 「その他社会参加に資する取組」には、医療機関への入院や介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等は含まれず、算定対象とならないこと。
- ③ 大臣基準告示第十三号イ(1)の基準において、指定通所介護等を実施した者の占める割合及び基準第十三号ロにおいて、12を指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数については、小数点第3位以下は切り上げること。
- ④ 平均利用月数については、以下の式により計算すること。

イ (i) に掲げる数 ÷ (ii) に掲げる数

(i) 当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計

(ii) (当該事業所における評価対象期間の新規利用者数の合計 + 当該事業所における評価対象期間の新規終了者数の合計) ÷ 2

ロ イ(i)における利用者には、当該施設の利用を開始して、その日のうちに利用を終了した者又は死亡した者を含むものである。

ハ イ(i)における利用者延月数は、利用者が評価対象期間において当該事業所の提供する訪問リハビリテーションを利用した月数の合計をいう。

ニ イ(ii)における新規利用者数とは、当該評価対象期間に新たに当該事業所の提供する訪問リハビリテーションを利用した者の数をいう。また、当該事業所の利用を終了後、12月以上の期間を空けて、当該事業所を再度利用した者については、新規利用者として取り扱うこと。

ホ イ(ii)における新規終了者数とは、評価対象期間に当該事業所の提供する訪問リハビリテーションの利用を終了した者の数をいう。
- ⑤ 「3月以上継続する見込みであること」の確認に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者の居宅を訪問し、訪問リハビリテーション計画書のアセスメント項目を活用しながら、リハビリテーションの提供を終了した時と比較して、ADL及びIADLが維持又は改善していることを確認すること。

なお、利用者の居宅への訪問が困難である場合、当該利用者の介護支援専門員に対して、居宅サービス計画の提供を依頼し、社会参加等に資する取組の実施状況を確認するとともに、電話等を用いて、上記と同様の内容を確認すること。
- ⑥ 「3月以上継続する見込みであること」の確認に当たって得られた情報については、訪問リハビリテーション計画等に記録すること。

注18●利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

二●社会参加支援加算（通所リハビリテーション） 12単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

●【厚生労働大臣が定める基準】

→大臣基準告示・三十二

イ 次のいずれにも適合すること。

- (1) 評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者（注9の加算を算定した者を除く。以下「通所リハビリテーション終了者」という。）のうち、指定通所介護等〔指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、第一号通所事業その他社会参加に資する取組〕（指定通所リハビリテーションを除く。）を実施した者の占める割合が100分の5を超えていること。
- 2) 評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーション従業者が、通所リハビリテーション終了者に対して、

居宅訪問等〔その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けること〕により、当該通所リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

ロ 12を当該指定通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上であること。

●【厚生労働大臣が定める期間】

→利用者等告示・十九

社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）

〔注18〕●送迎を行わない場合の減算について〔老企第36号 第2の8(20)〕

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、注17の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。

◇●社会参加支援加算について〔第2の8(23)〕

訪問リハビリテーションと同様であるので、5(8)を参照されたい。ただし、この場合、「指定通所介護等」とあるのは「指定通所介護等（通所リハビリテーションは除く。）」と読み替えること。〔以下この規定については読み替えて掲載〕

5(8)●社会参加支援加算について

- ① 社会参加支援加算におけるリハビリテーションは、訪問リハビリテーション〔通所リハビリテーション〕計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者のADL及びIADLを向上させ、指定通所介護等（通所リハビリテーションは除く。）に移行させるものであること。

- ② 「その他社会参加に資する取組」には、医療機関への入院や介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等は含まれず、算定対象とならないこと。
- ③ 大臣基準告示第十三号〔第三十二号〕イ(1)の基準において、指定通所介護等（通所リハビリテーションは除く。）を実施した者の占める割合及び基準第十三号ロにおいて、12を指数点第3位以下は切り上げること。
- ④ 平均利用月数については、以下の式により計算すること。
- イ (i) に掲げる数 ÷ (ii) に掲げる数
- (i) 当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計
- (ii) (当該事業所における評価対象期間の新規利用者数の合計 + 当該事業所における評価対象期間の新規終了者数の合計) ÷ 2
- ロ イ(i)における利用者には、当該施設の利用を開始して、その日のうちに利用を終了した者又は死亡した者を含むものである。
- ハ イ(i)における利用者延月数は、利用者が評価対象期間において当該事業所の提供する訪問リハビリテーションを利用した月数の合計をいう。
- ニ イ(ii)における新規利用者数とは、当該評価対象期間に新たに当該事業所の提供する訪問リハビリテーションを利用した者の数をいう。また、当該事業所の利用を終了後、12月以上の期間を空けて、当該事業所を再度利用した者については、新規利用者として取り扱うこと。
- ホ イ(ii)における新規終了者数とは、評価対象期間に当該事業所の提供する訪問リハビリテーションの利用を終了した者の数をいう。
- ⑤ 「3月以上継続する見込みであること」の確認に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者の居宅を訪問し、訪問リハビリテーション計画書のアセスメント項目を活用しながら、リハビリテーションの提供を終了した時と比較して、ADL及びIADLが維持又は改善していることを確認すること。
- なお、利用者の居宅への訪問が困難である場合、当該利用者の介護支援専門員に対して、居宅サービス計画の提供を依頼し、社会参加等に資する取組の実施状況を確認するとともに、電話等を用いて、上記と同様の内容を確認すること。
- ⑥ 「3月以上継続する見込みであること」の確認に当たって得られた情報については、訪問リハビリテーション計画等に記録すること。